

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 医務課地域医療体制整備室

法令名	佐賀県医師修学資金等貸与条例			法令の番号	平成17年佐賀県条例第34号				
許認可等の種類	修学資金等の返還猶予			根拠条項	第9条				
審査基準	<p>1 修学資金等の貸与を受けた者が次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金等の返還及び利息の支払の全部を猶予する。</p> <p>(1) 大学生修学資金の貸与を受けている者が条例第7条第3号に該当し、大学生修学資金の貸与を廃止された後も引き続き大学に在学しているとき。</p> <p>(2) 大学生修学資金の貸与を受けた者が、医師の免許取得後、引き続き臨床研修(県内の基幹型臨床研修病院が行う臨床研修に限る。)を受けているとき。</p> <p>2 修学資金等の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。</p> <p>(1) 大学生修学資金の貸与を受けた者が、医師の免許取得後、引き続き県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を受け、その修了後、引き続き規則で定める医療機関等における業務に従事しているとき。</p> <p>(2) 大学院生修学資金又は研修資金の貸与を受けた者が、大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、引き続き規則で定める医療機関等における業務に従事しているとき。</p> <p>(3) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。</p>								
	受付機関	医務課地域医療体制整備室	処理機関	医務課地域医療体制整備室	交付機関	医務課地域医療体制整備室	標準処理期間	90日	目次
						標準経由期間	一日	NO	